

**第五期秩父市障がい者福祉計画
秩父市障がい福祉計画
秩父市障がい児福祉計画**

実績報告書（第4章）

秩父市障がい者福祉課

基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして
基本施策1 障がいの早期発見と支援

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	健康診査及び事後指導等の充実	障がいの早期発見・早期療育を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、相談支援体制の充実を図ります。	①乳幼児健康診査及び事後指導の充実 ②妊産婦及び新生児、乳幼児を対象とした母子の訪問事業及び健康教育や相談体制の充実 ③親子教室、療育相談等の支援体制の充実	① (H29年度実績) 下記の乳幼児健康診査を、秩父保健センターで月1回実施。 4か月児健康診査：受診児数375人、受診率97.2%、 要経過観察児数87人、事後指導児数70人 10か月児健康診査：受診児数377人、受診率97.2%、 要経過観察児数86人、事後指導児数74人 1歳6か月児健康診査：受診児数396人、受診率97.3%、 要経過観察児数114人、事後指導児数88人 2歳児歯科健康診査：受診児数418人、受診率96.1% 3歳児健康診査：受診児数392人、受診率93.1%、 要経過観察児数102人、事後指導児数97人 健診後、事後指導が必要となった児には地区担当保健師が個別にフォロー（訪問、面接、電話、巡回相談等でフォロー。各種相談・教室等の紹介、利用の勧め、医療機関・療育機関の紹介、受診勧奨、所属する保育園・幼稚園との連携等）している。 ② (H29年度実績) 妊産婦・新生児訪問指導：妊婦訪問（延11件）産婦訪問（延391件）新生児訪問（延421件） 母子訪問指導：未熟児（延54件）乳児（延118件）幼児（延171件） 小学生～20歳未満の子供（延9件） 健康教育として、妊娠期から子育て期にわたり各種教室を年83回実施。 参加者延人数2,090人 育児相談：秩父・吉田・荒川保健センターで、月1回実施。乳児（延456件） 幼児（延376件）に対応。 ③ (H29年度実績) あそびの教室：秩父保健センターで月1回実施。参加者延人数595人 すくすく教室：秩父保健センターで月2回（年19回）実施。参加者延人数307人 のびのび教室：秩父保健センターで年6回実施。参加者延人数65人 専門職による個別相談「すこやか相談」で、ことばの相談を年14回、運動発達相談を年8回、子育て相談を年9回、心理相談を年1回実施。	①②③（保健センター） 引き続き、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、訪問事業、相談支援体制の充実を図っていく。
2	保護者に対する支援	障がいのある子どもを持つ保護者に対して、障がいに対する受容を進める上での情報提供や悩みを相談できる支援体制の整備を進めます。	①障がいのある子どもを持つ保護者に対する相談支援体制の整備 ②関係団体による、同年代の子どもを持つ親等の障がいに対する啓発や子どもの交流の機会の提供	① (H29年度実績) 専門職による個別相談「すこやか相談」を実施。 ことばの相談：年14回実施。相談件数延111件 運動発達相談：年8回実施。相談件数延59件 子育て相談：年9回実施。相談件数延50件 心理相談：年1回実施。相談件数延1件 保健師による個別フォロー（訪問、面接、電話等による相談。必要時、医療機関への受診同行。関係者間のケース会議開催等）を実施している。 ②星の子教室の施設開放を行い、交流の機会を提供している。	①（保健センター） 引き続き、相談支援体制の整備を進めていく。 ②（障がい者福祉課） 引き続き施設開放を行い、交流の機会を提供する。
3	精神疾患の早期発見と支援	思春期から20代半ばが好発時期といわれる精神疾患の早期発見に努めます。また、高次脳機能障がいの人の早期発見・早期対応に努め、障がいの診断、手帳の取得へつなげていきます。	①相談窓口の周知 ②教職員・生徒・保護者への啓発活動の推進	①窓口での相談時に、市役所の福祉部門以外にも、その他必要に応じて、アクセスや秩父保健所などの相談支援機関を紹介している。 ②校長会にて、卒業予定の保護者に対し発達障害児支援啓発用チラシを配布してもらうよう依頼した。	①②（障がい者福祉課） 引き続き、精神障害の相談窓口や理解不足を解消するための啓発活動を進めていく。

基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして
基本施策2 療育に関する支援体制の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	相談事業の充実	子どもの健全な発達を進めるための療育や支援の方法を充実させ、保健、保育、教育等の他分野との連携を図り、地域での一貫した療育の体制を整備します。	①秩父市療育相談事業「すこやか相談」の充実及び利用促進 ②保育所等への巡回支援、育児や発達の相談など「秩父障がい者総合支援センターフレンドリー」の機能の充実及び利用促進 ③小学校入学予定の児童を対象とした定期就学相談の充実(7月～11月、毎月第3金曜日実施)	①すこやか相談の実績については、基本目標1-基本施策1-項2①事業実績を参照。年度途中で相談利用希望者が増加した場合は、相談回数を増やして対応している。健診・巡回相談等において、必要と思われる児・保護者へ相談を紹介・利用を勧めている。個別フォローの中でも、必要時相談利用を勧めている。 ②保育所・幼稚園等巡回支援事業(市事業)として、22か所の保育所・幼稚園等の巡回を44回実施する予定。 ③小学校入学予定の児童を対象とした就学相談の実施。回数は年80回程度で随時受付(不定期)。電話相談や来庁しての相談、さらには施設へ出向いての相談などを実施。その際、保育所・幼稚園、保健センターの保健師等とも連携して実施。	①(保健センター)引き続き、専門職による相談事業の充実、利用促進を図っていく。 ②(障がい者福祉課)引き続き、関係機関との連携を図り、施策の充実に努める。 ③(学校教育課)就学相談については、相談者の実情に合わせ、随時受付(不定期)する。関係機関との連携を密に取りながら、電話相談や来庁相談、施設への訪問による相談を実施する。
2	子どものリハビリテーション及び医療の充実	子どもを専門とするリハビリテーションや外来の整備を進めるとともに、職員体制の整備や近隣の医療機関との連携により、障がい児に対する地域医療の充実に努めます。	①秩父市立病院による障がい児リハビリテーション機能の充実 ②秩父市立病院の小児科専門外来(内分泌・心臓・神経内科・発達障がい)の充実	①小児・発達期の包括的アプローチによるリハビリテーションの一貫として主に運動発達の遅れに対し評価・相談を行っている。今年度は3名の子どもの相談があった。職員体制の整備として理学療法士1名が埼玉県立小児医療センターおよび秩父市保健センターにて研修を行い研鑽に努めた。 ②小児科専門外来として、内分泌：月2回(医師2名)、心臓：月3回(医師2名)、神経内科：月1回(医師1名)、アレルギー：月1回(医師1名)、子どもの心：週1回(医師1名、臨床心理士1名)を実施している。その他常勤医師による成長・発達、夜尿に関する診療を実施している。	①(市立病院)引き続き、運動発達の遅れに対する評価・相談の実施、他医療機関における理学療法士の研修を検討している。 ②(市立病院)引き続き、小児科専門外来による、診療を実施していく。

基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして
基本施策3 療育の場の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	療育指導の充実	障がいや発達につまずきのある児童やその保護者に対する発達支援、子育て支援、療育指導等を実施します。	①児童発達支援の充実 ②療育の場を活用したセラピストの育成事業の実施 ③「放課後等デイサービス」の拡充 ④保健センター、保育所、幼稚園等の関係機関との連携 ⑤「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築	①星の子教室指定児童発達支援事業所として埼玉県の指定を受け、秩父地域(秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)に在住している、発達の遅れや障がいのある未就学児が保護者と共に通園し、臨床発達心理士や言語聴覚士等の専門職の指導・助言を受け、子どもと保護者への療育支援を実施している。 ②療育の場の確保と小児リハ職の育成の2点について検討。事業化に向けた担当者会議や利用希望調査を実施したが、現段階では、セラピスト育成後の成果を生かす場の整備が難しいとの結論に至る。 ③現在、市内に3か所の放課後等デイサービス事業所があり、保護者から利用希望の相談があった場合、計画相談事業所とも連携し、申請受付から利用までの手続きを行っている。しかし、3事業所の利用定員は一杯となっており、利用待機者も出ている状況である。秩父市として、直接、事業所開設および運営することは難しい状況であるため、民間事業者においてサービスの提供を拡充していただける場合、積極的に支援していく。 ④巡回相談へ毎回同行し、保育所、幼稚園等と情報共有、支援方法を検討。連携しながら支援している。個別フォローの中で、保健師がそれぞれ保育所、幼稚園等と連絡を取り、園の様子を見学、ケース会議等を実施。支援のための連携強化に努めている。 ⑤事業実績なし	①(障がい者福祉課)引き続き、専門職へ指導を委託し療育支援に努めていく。 ②(障がい者福祉課)その後、具体化案は出ていない。 ③(障がい者福祉課)引き続き、申請受付から利用までの手続きを迅速に行い、放課後等デイサービス事業所および計画相談事業所とも連携し空き状況を確認しながら支援していく。 ④(保健センター)引き続き、保育所、幼稚園等の関係機関と連携を図っていく。 ⑤(障がい者福祉課)必要に応じ、検討していく。
2	インクルーシブ保育の推進	障がいや発達につまずきのある子どもが、保育所などの場を通じて地域の子どもと一緒に遊んだり、さまざまな交流を図ります。	①保育所、幼稚園、学童保育室などの各種保育施設での障がい児受け入れ及び関係機関との連携の充実	①保健師や星の子教室と連携を取り、保育所・幼稚園等での障がい児受け入れを行っている。	①(こども課)引き続き、関係機関と連携を取り、事業を実施していく。

基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして
基本施策4 学校教育の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	義務教育等の充実	就学前から学校卒業までを長期的な視点でとらえ、障がいのある児童生徒一人ひとりの状態に応じた教育支援を行い、障がいのある児童生徒の社会参加と自立を促進する教育体制を充実させます。	①福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携した個別の教育支援計画の作成及び実施 ②学校における教育課程・指導計画・個別の教育支援計画を踏まえた「個別の指導計画」の作成及び実施 ③特別支援教育補助員の役割の明確化及び増員 ④特別支援学校及び特別支援学級と通常学級との交流の拡大 ⑤特別支援学校と小・中学校や関係機関との総合的な連携の強化	①各学校では、埼玉県が提示している個別の教育支援計画（教育支援プランA）を活用し、特別な支援を要する児童生徒について、作成している。 ②各学校では、埼玉県が提示している個別の指導計画（教育支援プランB）を活用し、特別な支援を要する児童生徒について、作成している。 ③特別支援学級補助員という形で、現在18名（小学校16名、中学校2名）配置している。配置基準は、知的障害特別支援学級は4名以上在籍していること、自閉症・情緒障害特別支援学級は3名以上在籍していること、1名補助員を配置することになっている。特別支援学級担任の補助として、一人一人に支援を行っている。 ④埼玉県が奨励している「支援籍学習」を積極的に進めている。秩父特別支援学校から、通常学級に19名の児童が交流を行っている。特別支援学級のある学校については、特別支援学級と通常学級で、常に交流を行っている。 ⑤地域教育専門家チームを、秩父特別支援学校を中心に編成し小中学校の支援を行っている。秩父特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談の充実、小中学校の教育活動の支援、地域各諸機関との連携を図っている。	①（学校教育課）各学校にて、埼玉県提示の個別の教育支援計画（教育支援プランA）をもとに、特別な支援を要する児童生徒について作成し、各関係機関との連携に活用していく。 ②（学校教育課）各学校にて、埼玉県提示の個別の指導計画（教育支援プランB）をもとに、特別な支援を要する児童生徒について作成し、各学校での指導に活用していく。 ③（学校教育課）特別支援学級補助員として今後も配置していく。配置基準は、自閉症・情緒障害特別支援学級は4名以上、それ以外の特別支援学級は5名以上の在籍につき、1名補助員を配置する。また、それ以下であっても、支援が必要な場合は配置していく。 ④（学校教育課）埼玉県推奨の「支援籍学習」を継続して推進し、積極的に交流していく。 ⑤（学校教育課）秩父特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談の充実、小中学校の教育活動の支援、地域各諸機関との連携を図っていく。
2	特別支援教育の推進	指導内容の充実や教職員の資質向上等を通じて、特別支援教育の充実に努めます。	①特別支援教育コーディネーターを中心とした、保護者、教員、医療関係者、臨床心理士等の関係者との連携による個別の教育支援計画の作成及び実施 ②特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会組織の機能充実 ③教職員の資質向上のための研究・研修の推進	①すべての学校に特別支援教育コーディネーターがおり、保護者、学校、関係諸機関等と連携を行っている。 ②特別支援コーディネーターが中心となり、特別支援教育に関する委員会を年1回以上は実施している。 ③特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育に関する校内研修を毎年1回以上は実施している。	①（学校教育課）すべての学校に特別支援教育コーディネーターがおり、保護者、学校、関係諸機関等と連携を行う。 ②（学校教育課）特別支援コーディネーターが中心となり、特別支援教育に関する委員会を年1回以上実施する。 ③（学校教育課）特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育に関する校内研修を毎年1回以上実施する。
3	教育相談の充実	保護者や障がいのある児童生徒の教育に関する不安や悩みに対応できるよう、教育相談室における相談支援の一層の充実を図ります。	①教育相談室（教育研究所内）への相談員配置	①教育相談室へ教育相談員4名を配置している。また臨床心理士・スクールソーシャルワーカーを1名ずつ配置しており、関係各所とも連携を図りながら、様々な教育に関する不安や悩みの相談に対応したり、必要に応じて、発達検査を実施したりしている。 ★平成29年度：相談件数96件、延べ相談回数1,338回	①（学校教育課）教育相談員室に教育相談員・臨床心理士・スクールソーシャルワーカーを配置し、関係各所とも連携を図りながら、様々な教育に関する不安や悩みの相談に対応したり、必要に応じて、発達検査を実施したりする。メールによる教育相談にも対応する。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策1 誰もが利用しやすいサービス・相談の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	情報提供の充実と相談窓口の充実	障がいのある人が身近な場所で必要なサービスを総合的に利用できるよう、支援施策の広報に努めます。また相談支援事業等の相談機能を充実させます。	①情報提供の充実 ②相談支援事業の充実 ③身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への支援 ④相談支援事業所と市障がい者福祉課、保健センター、地域包括支援センターの連携による相談事業と訪問指導の充実	①障がい者福祉の手引きやホームページ、広報等により、支援施策の情報提供を行っている。 ②相談支援の機能を充実させるために、毎月秩父地域自立支援協議会相談支援連絡会議を実施している。 ③身体障害者相談員7名、知的障害者相談員5名に対し、3か月ごとに活動報告書の提出による、活動の推進を図っている。また、障がい者相談員に対して、埼玉県主催の研修会の案内、取りまとめ等をしている。 ④地域包括支援センター・保健センターでは、ケースに応じて、必要時、市障がい者福祉課等他課と情報共有を図り、相談支援事業所との連携をし、相談や訪問の実施に努めている。	①(障がい者福祉課)引き続き、幅広い媒体での情報提供に努める。 ②③(障がい者福祉課)引き続き、関係機関と連携して相談内容に対応していく。 ④(地域包括支援センター)(保健センター)引き続き、早期対応に努め、相談内容に応じて関係機関と連携を図っていく。
2	障害福祉サービスに関する情報の収集・提供の充実	障がいや障がいのある人に関する意見を幅広く聴き、今後の障がい者福祉施策の向上に反映させます。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がいのある人をはじめ高齢者・妊婦・子育て中の人等、配慮の必要な市民のためのサービスの案内を充実させます。	①福祉サービスに関する情報の提供と利用の援助 ②障がい者団体の活動の支援を通じた当事者ニーズの収集と及び施策への反映 ③「何でも投書箱」等の広聴制度の活用 ④市ホームページに掲載した「バリアフリーマップ」の内容充実	①窓口や電話での問い合わせ・相談に対し、必要な福祉サービスの案内を行っている。また、手帳取得者や希望者に、障がい福祉サービスに関する情報を掲載した「障がい福祉の手引き」を配布している。市のホームページでも、障がい福祉サービスに関する情報を必要に応じ更新し掲載している。 ②毎年障がい者団体から要望書をいただき、当事者ニーズを収集している。事業の妥当性や財政面から、全ての要望を施策へ反映することは難しいが、内容を検討し対応可能なものについては、迅速に対応している。 ③障がい福祉に関する問い合わせや相談は、何でも投書箱やメール等でも随時受け付けており、当事者からのニーズの把握に努めている。対応可能な内容については、迅速に対応している。 ④バリアフリーマップとして市のホームページ上に掲載している市内の施設・設備の数、表示されるアイコン数等を増やし情報量を増加させ、掲載データの精度を高めた。	①(障がい者福祉課)引き続き、適切で迅速な情報提供に努める。また、必要としている人が必要なサービスをスムーズに受けられるよう利用案内・支援を行っていく。 ②(障がい者福祉課)引き続き、当事者ニーズの収集に努め、対応可能なものについては迅速に対応していく。 ③(障がい者福祉課)引き続き、広聴制度を活用し当事者ニーズの収集に努める。問い合わせや相談内容については、対応の可否を検討し迅速に回答していく。 ④(障がい者福祉課)引き続き、市ホームページに掲載した「バリアフリーマップ」の内容充実を図っていく。
3	関係機関との連携と活動支援	障がいに関する相談の内容は多様化し一層の専門性が問われていることから、地域の障がい者福祉に関する中核的な役割を果たす場として、「秩父地域自立支援協議会」を引き続き運営し、定期的な協議を行います。また、専門家及び障がいのある人に関わる地域の機関との連携を図り、重層的に障がい者への支援を展開します。	①「秩父地域自立支援協議会」の運営(1市4町の定住自立圏により実施) ②サービス事業所の情報交換の場の提供 ③「成年後見制度」の利用促進 ④社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」への支援 ⑤民生委員・児童委員との連携による相談支援活動の充実	①地域自立支援協議会は1市4町が合同で設置しており、運営を継続的に行い、定期的に協議を行っている。 ②地域自立支援協議会の相談支援連絡会議に特定相談支援事業所も出席してもらい、情報交換や意見交換の場を提供した。 ③個別支援会議等で成年後見制度の利用が必要とされた方には、行政が専門職や関係機関との連携、調整を行う。成年後見人助成事業により、後見人報酬を助成することにより、利用の促進を図る。 ④障がい者の個別支援会議等において、あんしんサポートねっとの利用が必要であると話し合いがされたケースについては、関係機関と協力して、社会福祉協議会と連携が取れるように支援している。 ⑤民生委員・児童委員による相談・支援件数は、市全体で平成29年度3,443件、うち障がい者に係る件数は199件。 個人情報の関係で、障害者手帳を取得していることの情報提供がないため、民生委員が障がい者であるとの把握をすることが難しくなっており、十分な支援が行うことができない可能性が高いと思われる。(本人からの申告がない限り、民生委員自身が本人に障がい者であるかの確認をすることは難しい状況にある)	①②③④(障がい者福祉課)引き続き、関係機関等と連携を取り合い、事業を実施していく。 ⑤(社会福祉課)引き続き、関係機関と連携をとり、事業を実施していく。

(続)

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策1 誰もが利用しやすいサービス・相談の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
4	ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備	「秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	①「こころのユニバーサルデザイン」の推進 ②「まちづくりのユニバーサルデザイン」の推進 ③「行政サービスのユニバーサルデザイン」の推進 ④道路や公共施設等のバリアフリー化	①②③ユニバーサルデザインについて学び、理解を深めるため、昨年度に引き続き、初級検定及び中級検定の受験を予定していたが、12月末時点では今年度の検定等は行われていない。主催団体に問い合わせたが今年度は、研修、検定を行わないとのことだった。 ④旧本町街かどギャラリーの改修工事を実施し、スロープの設置によるバリアフリー化をした。また多目的トイレのスペースを拡張するとともに各トイレ機能の充実を図った。旧田代ビルを秩父ビジネスプラザに用途変更する工事を実施。新たに多目的トイレを設置し、バリアフリー化を行い、ユニバーサルデザインに配慮した改修を行った。 歩道の新設や拡幅を実施 幹線58号線歩道拡幅 280m 菖川橋歩道新設 84m 原谷69号線歩道新設 180m 荒川幹線4号線歩道新設 141m	①②③（地域政策課） 平成31年度以降も、ユニバーサルデザイン検定の受験を、庁内へ広く呼びかけ、理解を深める。 ④（建築住宅課） 各施設所管課と連携をとり、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進める。 ④（道づくり課） 継続事業について、今後も整備を実施していく。
5	災害時の支援体制の充実	災害時等に自らの身を守ることが困難である避難行動要支援者を適切に避難させる体制づくりを推進します。	①避難行動要支援者制度の周知 ②避難行動要支援者への避難支援 ③防災訓練に参加可能な方の参加の促進	①コミュニティ懇話会時に町会長へ、民生委員会議時に民生委員へ制度の説明を行っている。また、市報・市のホームページを通じても周知している。 ②社会福祉課では、秩父市避難行動要支援者名簿に掲載された対象者（2,356名）へ、関係機関に対して、自らの情報提供の有無を確認する同意書を送付した。同意が得られた対象者（814人）の名簿情報等を関係機関へ情報提供を行い、避難支援体制の整備及び災害時の安否確認等を依頼した（平成30年9月～10月）。危機管理課では、防災行政無線の更新に伴い、避難行動要支援者及び聴覚障がい者に対して申請により戸別受信機の貸与を行った。聴覚障がい者に対しては文字表示タイプの戸別受信機を貸与することにより、情報が伝わるよう支援を行った。 ③福祉避難所開設訓練は行わず、各町会主催の防災訓練及び通所施設での避難訓練へ自主参加。	①（社会福祉課） 引き続き、関係機関と連携をとり、周知を行っていく。 ②（社会福祉課） 引き続き、関係機関と連携をとり、事業を実施していく。 ②（危機管理課） 引き続き、同様の事業を実施していく。 ③（障がい者福祉課） 福祉避難所開設訓練の他、一時避難所に障がいを持つ方も避難できるように環境整備を防災担当課と進める。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策2 障がい福祉サービスの充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	障がい福祉サービスの充実	障がいのある人の自己決定により、必要な障がい福祉サービスの選択ができるよう、サービス内容の充実と必要な情報提供に努めます。また、障がい福祉サービス事業所が安定した運営のもとでサービス提供をできるよう、サービスに携わる人材の育成への協力や制度面等で、事業所の運営を支援します。	①訪問系サービスの充実と場の確保 ②日中活動系サービスの充実と活動の場の確保 ③肢体不自由児（者）の日中活動の場の確保 ④「計画相談支援」・「障害児相談支援」の拡大と充実 ⑤居住系サービスの充実と居住の場の確保 ⑥施設入所者・社会的入院者の地域生活への移行の促進	①②③④⑤⑥前期計画から同内容にて継続している。 障害福祉サービスの内容および見込量は、第5章の実績数値を参照。	①②③④⑤⑥（障がい者福祉課） 引き続き、各事業所と連携して情報収集を行い、障がい福祉サービスの利用希望者へ適切で迅速な情報提供が出来るように努める。また、障がい福祉サービス事業との情報交換や相談に応じる等の支援を継続する。
2	重度心身障がい児（者）の支援の推進	①医療行為の必要な重度心身障がい児（者）（医療的ケア児等）に、レスパイト入院、短期入所（ショートステイ）、日中活動の場の確保に向けて、関係機関と連携して推進します	①医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制の構築	①秩父地域自立支援協議会において、レスパイト入院の受付手続きや利用方法については体制整備ができたが、感染症が流行する冬季は受け入れが困難であるなど、利用希望者が利用したいときに利用できない場合もあり課題となっている。短期入所や日中活動の場の確保については、計画相談事業所や各サービス事業所と連携し、利用促進に向けて引き続き体制強化に取り組んでいる。	①（障がい者福祉課） レスパイト入院の体制強化や受け入れ医療機関の拡充に努める。短期入所や日中活動の場の確保については、引き続き、各事業所と連携し体制強化に努める。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策3 日常生活に関するサービスの充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	地域生活支援事業の充実	①「障害者総合支援法」に基づき、障がい者・障がい児の日常生活または社会生活を支えるため地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供する「地域生活支援事業」について、障がい者等のニーズに応じた事業を展開し、地域での日常生活の質の向上を図るとともに、事業内容の充実に努めます。		①前期計画から同内容にて継続している。 障害福祉サービスの内容及び見込量は、第5章の実績数値を参照。	①(障がい者福祉課) 例年通りに予算確保に努め、停滞のない事業展開を継続する。
2	移動しやすい環境の整備	①障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、公共交通機関の維持や福祉有償運送の充実などが必要であることから、関係機関との連携のもとに、移動しやすい環境の整備に努めます。		①生活サポート事業 在宅の心身障害児(者)の地域生活を支援し、障がい者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図るため、秩父市に登録しているNPO法人や社会福祉法人により車を使っての移送や買い物への付き添い、宿泊等の支援を実施している。 ★利用登録者数：426名(平成31年2月13日現在) ★利用件数：10,843件(平成31年1月末現在) 生活サポート事業で車を使って移送を行う場合、福祉有償運送において秩父地区市町共同運営協議会での協議・承認と埼玉県交通政策課での許可が必要になる。	①(障がい者福祉課) 例年通り予算確保に努め、引き続き事業を行っていく。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策4 権利擁護施策の推進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	障がい者差別解消支援の推進	障がいを理由とする差別に関する相談について、障がい者福祉課に設置した相談窓口にて随時対応していきます。また、秩父地域自立支援協議会の中に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において差別解消の効果的な推進に努めます。	①住民・事業者・行政向けの講演会の開催 ②「秩父市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の施行 ③「障がいのある方への配慮マニュアル」に基づく市職員による適切な対応の実施 ④「障害者差別解消支援地域協議会」での討議・検討、対応協議等	①平成28年4月に施行した「障害者差別解消法」について、住民や事業者、職員に法の周知と理解を深めるため、平成30年11月に「障害者差別解消法 住民・事業者・行政合同講演会」を秩父地域1市4町の共催により開催した。障害者差別解消法啓発事業については、平成29年度から「ちちぶ定住自立圏」の事業として実施している。 ②③平成28年4月1日より同要領を施行。①の講演会や後述のあいさつ研修会には市職員も参加し、法の正しい内容と障がいのある方への適切な対応について理解を深めた。 ④平成30年7月25日(水)第1回代表者会議開催 平成31年3月20日(水)第2回代表者会議開催	①(障がい者福祉課) 引き続き、「障害者差別解消法 住民・事業者・行政合同講演会」を開催し、障害者差別の解消に努める。 ②③(障がい者福祉課) 引き続き、職員に対しても講演会や研修会への参加を呼びかけていく。 ④(障がい者福祉課) 今後も年2回の代表者会議を実施し、情報共有を図っていく。
2	障がい者虐待の防止等	障がいのある人への虐待の防止のためのネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。	①「障害者虐待防止センター」の充実 ②「障害者虐待防止センター」の周知・利用促進や虐待に関する通報義務の周知	①②障がい者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、通報等を受け付けている。通報後は対応方針の協議、事実確認、訪問調査、援助方針の決定、支援を行っている。	①②(障がい者福祉課) 引き続き、関係機関と連携し支援を行っていく。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策5 健康づくりの推進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	健康づくり事業の充実	障がいのある人の健康維持のため、健診等による疾病の早期発見と生活習慣の改善を推進します。また、医療から社会復帰まで連続したケアを行っていく体制の整備に取り組み、精神障がい者の自立と社会復帰を支援します。	①各種健（検）診の利用促進、保健指導の充実 ②歯周疾患検診や歯と口の健康づくりの促進 ③ソーシャルクラブ「まごころの会」の充実と利用促進 ④精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築の検討	①希望があれば対応できるようにしている。 (受診可能だが利用については把握していない) ②歯周病検診 対象：40歳以上 検診内容：歯科医師による歯周病とむし歯、かみ合わせなどの検診および歯科相談(受診可能だが利用については把握していない) ③まごころの会 月1回実施 対人関係構築や改善のための社会生活技術向上の訓練 生活の質の向上や健康増進を図るための調理 余暇の充実や趣味の拡大などを考えてスポーツや創作活動 社会体験学習としての社会見学 生活の彩りやゆとりの形成のためにレクリエーションや季節の行事等 会のチラシを作成し、精神保健福祉手帳申請窓口、相談支援事業所、地域の精神科心療内科窓口に配布し周知している。 ★参加人数：実人数8人、延べ人数41人(平成31年2月12日現在) ④事業実績なし	①(保健センター) まごころの会等を通じて、各種健(検)診の利用を勧めていく。 ②(保健センター) まごころの会等を通じて、歯周病検診の利用を勧めていく。 ③(保健センター) 個人の活動の成果を振り返り、目標に沿った活動内容を充実させる。公共交通機関の利用、他町との交流の機会を増やし、精神保健福祉士等による指導の機会を設ける。 ④(障がい者福祉課) 必要に応じて、関係機関と協議していく。
2	医療費助成制度等の実施	医療が必要な障がいのある人等に対して、経済的な負担の軽減を目的とした医療費の助成を実施します。	①重度心身障害者医療費(身体・知的・精神)の助成 ②自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)給付の実施	①医療保険を使って医療機関で診療、薬剤の支給等を受けた際の医療費の一部を助成している。 対象は、・身体障害者手帳1～3級の方、・療育手帳OA、A、Bの方、・精神障害者保健福祉手帳1級の方、・埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方(※ただし新規手帳取得者は65歳未満) ②自立支援医療においては、制度変更等は無く次年度も継続していく予定。 ★精神通院件数 663件(平成30年12月末現在) ★更生医療件数 51件(平成30年12月末現在) ★育成医療件数 11件(平成30年12月末現在)	①(障がい者福祉課) 引き続き、制度の周知や適正な支給に努める。 ②(障がい者福祉課) 引き続き、制度の周知を継続する。

基本目標3 社会参加の促進をめざして
基本施策1 就労支援の促進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	就労支援窓口の充実	障がいのある人の自立と社会参加を図るため、就労支援事業の相談機能を充実させます。	①障がいのある人の就労状況の把握と相談 ②就職準備支援・職場開拓・職場定着支援の推進 ③関係機関との連携	①障がい者就労支援センターの運営について、障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労と生活の支援を総合的に行い、障がい者の職業的及び社会的自立と社会参加を促進するため、秩父地域内での障がい者の就労支援業務に精通し経験もある社会福祉法人清心会に業務委託し、ちちぶ定住自立圏の事業として実施している。 ★登録者数：435名（平成30年12月末現在） ★相談件数：1,160件（平成30年12月末現在） ★就労者数：25名（平成30年12月末現在） ②ちちぶ定住自立圏の事業として事業委託している障がい者就労支援センターにより、就職準備支援・職場開拓・職場への定着支援を実施している。 ★定着支援件数：530件（平成30年12月末現在） ③障がい者就労支援センター（キャップ）の運営について、障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労と生活の支援を総合的に行い、障がい者の職業的及び社会的自立と社会参加を促進するため、秩父地域内での障がい者の就労支援業務に精通し経験もある社会福祉法人清心会に業務委託し、ちちぶ定住自立圏の事業として実施している。 年に1回、市や保健所、支援学校、職業安定所、障害者団体等の関係機関が集まり、「キャップ運営会議」を実施している。平成30年度は平成31年2月15日（金）に秩父市ふれあいセンターで行った。	①（障がい者福祉課）引き続き、障がい者就労支援センターを就労相談の窓口として設置し、障がい者の就労を支援していく。 ②（障がい者福祉課）引き続き、障がい者就労支援センターを通じて障がい者の就労定着の支援や、職場開拓等を実施していく。 ③（障がい者福祉課）引き続き、「キャップ運営会議」を通じて関係機関との連携や情報共有を行っていく。
2	障がい者雇用の促進	「秩父公共職業安定所」・「秩父地域雇用対策協議会」、「障がい者就労支援センター」、「秩父特別支援学校」をはじめとする関係機関との連携のもとに、障がいのある人の雇用の場の拡大をめざします。	①秩父公共職業安定所が実施する障がいのある人の就職相談や就職面接会への支援・協力 ②法定雇用率達成に向けた企業への働きかけ ③公的機関における障がいのある人の雇用促進 ④障害者優先調達推進法の促進	①秩父公共職業安定所から「秩父地域障害者就職面接会」への協力依頼を受け、秩父公共職業安定所や埼玉県、市町村、就労支援センター等の関係機関が合同で実施する就職面接会のスタッフとして職員を派遣している。 平成30年11月15日（木）に秩父宮記念市民会館において開催された就職面接会に、障がい者福祉課の職員1名を派遣した。 ②秩父公共職業安定所や障がい者就労支援センターを通じて働きかけを行っている。 ③秩父公共職業安定所や障がい者就労支援センターを通じて促進を図っている。 ④「秩父市障がい者優先調達推進方針」を策定し、障害者就労施設から物品や役務を調達している。 ★清掃、苗木の購入、施設・管理等の役務：7件	①（障がい者福祉課）引き続き、公共職業安定所と連携を取り、障がい者の就労を支援していく。 ②（障がい者福祉課）引き続き、公共職業安定所や障がい者就労支援センターと連携を取り、働きかけを行っていく。 ③（障がい者福祉課）引き続き、公共職業安定所や障がい者就労支援センターと連携を取り、促進を図っていく。 ④（障がい者福祉課）引き続き、関係機関と連携を取りながら事業を進めていく。
3	雇用・労働施策との連携	雇用・労働に関する施策との連携により、障がいのある人の雇用促進と就労後の定着化の支援・促進を図ります。	①職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業との連携 ②トライアル雇用事業との連携 ③「障がい者就労支援センター」と連携しての就業体験の充実や就労後の定着支援の促進 ④「職親委託制度」の推進	①②③は、基本目標3-基本施策1-項1②に含まれる。 ④知的障がい者職親委託制度 知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間(原則1年)職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ることを目的として実施している。 ★知的障がい者職親委託制度利用者数：3名 ★知的障がい者職親委託制度登録者数：6名	①②③（障がい者福祉課）引き続き、関係機関と連携して雇用促進や就労定着を図る。 ④（障がい者福祉課）引き続き、関係機関と連携して啓発活動を行っていく。

基本目標3 社会参加の促進をめざして
基本施策2 社会参加の促進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	社会活動の推進	障がいのある人に生涯にわたる学習の機会を提供できる場を確保します。また、地域住民との相互交流を図れる機会を充実させます。	①図書館での対面朗読サービスの提供や録音資料の貸し出し ②市内で行われる各種文化活動の広報 ③障がい者団体の文化活動への支援	①(H31年2月1日現在) 対面朗読サービスの提供 0回 対面朗読サービスボランティア養成講座 全6回 録音資料及び再生機器の貸出 録音資料の貸出数は、抽出方法がないため把握できない。再生機器の貸出0回 録音資料の作成 1回 録音資料の郵送貸出 6回(10点) ②市内で行われる各種文化活動については、ポスターや市報・ホームページ等で情報提供を行っている。 ③障がい者週間には、市役所エントランスにおいて、障がい者や障がい者団体の作品展を行い、文化活動に参加する機会を提供している。団体が参加する文化活動については、ポスターや市報等で情報提供を行っている。	①(市立図書館)サービスの提供、ボランティアの養成講座とも継続していく。また、サービスの提供については、市報や図書館だよりなどを通じて広報していく。 ②(障がい者福祉課)引き続き、ポスターや市の広報媒体を活用し情報提供を行っていく。 ③(障がい者福祉課)引き続き、関係機関と連携して、文化活動に参加する機会を提供していく。
2	スポーツ・レクリエーション活動の振興	障がいのある人が日常生活の生きがいとしてスポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民が一体となった活動の振興を図ります	①障がい者スポーツについての情報提供 ②障がい者スポーツの促進 ③水泳の指導を通じた障がい児の交流事業の実施	①障がい者スポーツ大会等の情報を関係団体に提供している。 ②平成30年11月10日(土)「ちちぶふれあいピック2018」開催 ちちぶふれあいピック：秩父地域では昨年に続き2回目となる障がい者のスポーツ大会(秩父市は後援) ★来場者数：約300人 会場：秩父特別支援学校 ③水泳の指導を通じた障がい児の交流事業を秩父市水泳連盟に委託して行っている。市営温水プールにおいて、年間24回行い、障がい者がスポーツに参加できる機会と交流の場を提供している。	①(市民スポーツ課)障がい者スポーツ大会等の情報を関係団体に提供していく。 (障がい者福祉課)引き続き、関係団体へ情報提供していく。また、市として情報発信可能な内容であれば、掲示版等も活用しながら案内していく。 ②(障がい者福祉課)引き続き、関係機関と連携して、障がい者のスポーツ参加の機会を支援していく。 ③(障がい者福祉課)引き続き、関係団体と連携をとり事業を実施していく。

基本目標3 社会参加の促進のために
基本施策3 啓発活動の推進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(H30年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	障がいへの理解の促進	障がいの多様な特性を理解し、障がいのある人とともに生きる社会をめざすため、地域住民や関係者へのさまざまな広報・啓発活動等を行います。	①「あいサポート運動」の推進 ②各種行事における啓発活動の推進 ③発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等への理解の普及・啓発	①平成28年度から、ちちぶ定住自立圏事業としてあいサポート運動を実施。秩父市社会福祉協議会に事業委託し、研修会の開催等を行っている。 ★あいサポーター研修会開催数：8回(H31年1月31日現在) ★受講者：268名(H31年1月31日現在) ★あいサポートメッセージ研修会開催 平成31年1月23日(水) 受講者：13名 ②手話奉仕員養成研修会や社協主催の講習会等で、あいサポート運動を紹介。研修への参加を呼びかけている ③発達障がい児(者)庁内会議を設置し、発達障がい児(者)への支援を充実させるようにしている。 平成30年度は発達障がいに関する主な支援内容・相談支援機関のフローチャートを作成配布予定。	①②(障がい者福祉課)引き続き、関係機関と連携して事業を実施していく。 ③(障がい者福祉課)引き続き、関係機関と連携をとり事業を実施していく
2	障がいのある人との交流機会の拡大	障がいの有無を問わず誰もが参加可能なイベントや交流事業を行い、障がいのある人と地域住民との交流機会の拡大を図ります。	①「保健センターまつり」等のイベントの開催	①「障がい」に捉われず、「地域共生社会」の実現に向けてあらゆる団体が「知り合うことのできるイベント」として、これまでも慣れ親しんでいる「であいの広場」の名称を使用し平成30年10月7日(日)に羊山公園Bグラウンドにて、模擬店の出店などのイベントを開催。参加人数3,500人(主催者発表) ①平成30年6月3日(日)「保健センターまつり」開催(年1回) 健康相談、健康度チェック、体力測定、骨密度測定、歯科相談(検診)、お薬相談、栄養相談、介護相談、医療画像展、試食コーナー、作品展示、販売、バザー、屋台囃子演奏、認知症チェック、糖尿病自己チェック、ロコモ度テスト、その他 ★参加人数：1,200人	①(社会福祉協議会)「地域共生社会」に向けた事業展開として引き続き実施する。 ①(保健センター)今後も保健センターまつりを継続して行っていくことで、障がい者と地域住民との交流機会の確保・拡大を図っていく。
3	福祉教育の推進	学校教育の場を通じて、障がいや障がいのある人について正しく理解し、助け合い・思いやりの心を持って行動できる力を身に付けるための教育活動を行います。	①福祉体験授業の開催 ②ボランティア体験の開催 ③特別支援学校・特別支援学級と通常学級との交流学習の実施・拡大	①すべての学校ではないが、総合的な学習の中で、福祉分野について学習している。車いす体験や手話・点字等の学習等を行っている。 ②中学校では、夏休みを中心に社会福祉協議会で実施しているボランティア活動に積極的に参加している。 ③支援籍学習を中心に交流を行っている。秩父第一小学校では、秩父特別支援学校との交流学習を積極的に行っている。	①(学校教育課)学校における福祉分野の学習について、体験学習を中心にさらに積極的に実施していく。 ②(学校教育課)社会福祉協議会で実施しているボランティア活動に積極的に参加するよう、学校に働きかけていく。 ③(学校教育課)支援籍学習等を通して、今後も積極的に実施していく。秩父第一小学校と秩父特別支援学校の交流も、引き続き実施できるよう支援していく。
4	ボランティア活動の充実	障がいのある人への支援に、専門家だけではなく身近な地域の住民が参加できるよう、地域住民によるボランティアの育成やボランティア活動への支援を行います。	①ボランティア活動(募集、養成、登録)への援 ②ボランティアが活動するための拠点整備の支援 ③手話奉仕員養成研修の実施	①傾聴ボランティア講座 参加者数51人 保育ボランティア育成講座「ママのためのピラティス」(保育ボランティア5人 こども10人 ピラティス参加者8人) 手話学習会等障がい関係ボランティア団体への情報提供及び助成支援 夏休みボランティア体験プログラムの実施(手話体験) ふれあいフェスタ開催 参加：20団体 来場者200人 ②ボランティア団体が活動するための福祉女性会館の会場予約支援 さわやか相談室の貸出し 障がい関係施設での活動拠点の提供 ③平成27年度からちちぶ定住自立圏事業として埼玉県聴覚障害者協会に委託契約して手話奉仕員養成研修を実施を始めた。平成30年度については手話奉仕員養成研修に加え、手話奉仕員養成研修を修了した方等を対象に「埼玉県手話通訳者講習会【手話通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】」を受講するための技術を養成する手話通訳者養成研修準備課程の実施を始めた。 ★平成29年度 手話奉仕員登録者 16名 ★平成30年度 手話奉仕員登録予定者 0名 ★平成30年度 手話通訳者養成研修準備課程受講者(見込み) 30名 ※平成30年度は手話奉仕員養成研修の入門課程・基礎課程のうち入門課程のみを実施したことから、手話奉仕員養成研修の全課程を修了した方はいないため、平成30年度の手話奉仕員登録予定者は0名。	①(社会福祉協議会)ボランティア活動の担い手となる人材の発掘・育成につながるよう、魅力のある講座や研修、交流会等の開催を促進する。 ①(社会福祉協議会)新たな活動の担い手を発掘・育成するため、活動のきっかけとなる情報や体験の機会を提供する。 ③(障がい者福祉課)手話奉仕員を養成するとともに、手話通訳者を目標とするような事業を実施し、技術向上を図る。